

# 細 則

## 第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

## 第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、次の通りとする。

年会費	3,300円(税込)
-----	------------

## 第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)
レディース(月4回)	8,778円
レディース(月8回)	10,428円
スイミング(月4回)	8,778円

2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

## 第4条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき220円(税込)とする。

## 第5条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円(税込)とする。

## 第6条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

## 第7条 臨時休校時の対応

会則第18条第3項第2号の理由により本スクールを長期休校した場合の月会費は以下の通りとする。

1. 月間3/4レッスン以上休校した場合は、月会費は徴収しない。
2. 月間2/4レッスン休校した場合は、月会費の50%を徴収する。
3. 月間1/4レッスン休校した場合は、所定の月会費を徴収する。

## 第8条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

## 第9条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

## 第10条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類

⑥その他本スクールが定める必要書類など

## 第11条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

## 第12条 本細則の発効

本細則は2021年8月1日より発効する。